

## LIVE フォーチュン占い師用利用規約

株式会社 IIP（以下「甲」という）と当該利用規約に同意した占い師（以下「乙」という）は、WEB 占いサービス（以下「本サービス」という）について、下記の事項に合意し協力して、本サービスの提供にあたるものとする。

### 第 1 条 基本理念

甲および乙は、相互の共存共栄の理念に基づき、信義と誠実の精神のもとに本契約を遵守し、相互の利益と永続的な友好関係の維持に努めるものとする。

### 第 2 条 サービス内容

サービス内容は、甲運営の占いサービスにおいて会員向けの運勢鑑定をするものとする。

### 第 3 条 責任分担

甲は、本サービスを提供するための環境を準備する。また、宣伝広告およびサービス料金の回収に責任をもつ。以上の業務にかかる費用は、甲が負担する。

乙は、占いによる鑑定をする。それに関して費用が発生する場合は、乙が負担する。

### 第 4 条 鑑定料及び支払方法

甲は本サービスの鑑定料を 1 件の鑑定に対して一般販売価格の 70% にて計算し乙に支払うものとする。甲は、サービス提供の月より毎月末日で締め、翌々月未までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。また甲主催の企画・キャンペーン（例：新規ユーザー限定レビューを書いて、初回無料キャンペーン）には乙は協力する。

### 第 5 条 登録

甲は、乙が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録及び再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。

(1) 提供した登録事項の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合

(2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合。ただし、18 歳未満のユーザーは一切登録できません。甲は、提携占い師である乙に対して、登録された情報に基づき、連絡を行います。

登録された情報は、真正なものでなければならず、変更があった場合、かならず登録事項の変更をしなければなりません。虚偽の情報を登録した場合、変更を怠った場合の不利益は提携占い師である乙が負担します。

(3) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っているとき当社が判断した場合

(4) 過去当方との契約に違反した者またはその関係者であると甲が判断した場合

(5) 外部サービスへの誘導や、それに応じる行為が発覚した場合

(6) その他、登録を適当でないと甲が判断した場合

#### 第6条 パスワード及びユーザーIDの管理

1. 提携占い師である乙は、自己の責任において、本件サービスに関するパスワード及びユーザーIDを適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。

2. パスワードまたはユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は乙が負うものとします。ただし、甲のデータベースに対するハッキング等を原因とする場合は除きます。

#### 第7条 登録抹消等

甲は、提携占い師である乙が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、投稿データを削除もしくは非表示にし、本件サービスの利用を一時的に停止し、または提携占い師としての登録を抹消することができます。

(1) 本件規約のいずれかの条項に違反した場合

(2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合

(3) 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合

(4) 6ヶ月以上本件サービスの利用がない場合

(5) 当方からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して【30日】間以上応答がない

場合

- (6) 登録不適格事由及び禁止事由がある場合
- (7) 支払停止、他方当事者に対する、もしくは破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分があった場合
- (8) 解散決議もしくは解散命令があった場合
- (9) 差押・仮差押・仮処分・滞納処分・競売の申し立てを受けたとき
- (10) その信用を著しく失墜する事実が生じた場合
- (11) ユーザー獲得・継続利用を促すための甲主催のキャンペーンに協力に応じないなど営業活動に影響がある場合
- (12) 競合である疑い・甲が提携占い師としての登録の継続を適当でないと判断した場合

## 第8条 非独占契約

本件規約は、提携占い師である乙が他の法人と契約を締結することを妨げません。ただし、他の法人との間で独占契約を締結している場合、甲と契約することはできません。これに反して、甲に損害を与えた場合、乙は甲に与えたすべての損害を賠償しなければなりません。

## 第9条 接続環境等

本件サービスの提供を受けるために必要なコンピューター、スマートフォンその他の機器、ソフトウェア、アプリ、通信回線その他の通信環境等は、乙の費用と責任において準備し維持するものとします。当社は、本サービスがあらゆる機器等に適合することを保証するものではなく、機器等の準備、設置、操作に関し、一切関与せず、乙に対するサポートも行いません。

またユーザー側の接続環境が原因によりサービス提供ができない場合は、原則ユーザーからの返金負荷対応になっているがトラブルになった際は、甲にサービス利用料金が入金された場合のみ、乙に50%を支払う。

## 第10条 違反措置

提携占い師である乙が本件規約に反した場合、甲は、乙に対する報酬の支払いを免れます。また、提携占い師である乙が甲の要求する書面に対して期限までに応答しない限り、甲は、乙に対する報酬の支払いを免れます。

## 第11条 通信媒体による免責

甲は、本件業務の媒体またはインフラネットに障害があり、業務を行い得ない場合、一切の報酬の支払いおよび補償を行わないものとします。

## 第 12 条 著作権

本サービスにおいて乙が作成した運勢鑑定等の著作権は、甲に属する。

## 第 13 条 協力体制

甲乙双方とも本サービスを質の高いものにすることを目的とし、そのために生じる問題については互いに忌憚のない意見を出し合い協力するものとする。

## 第 14 条 信義則

本契約当事者は、本契約に定めなき事項及び本契約に疑義の生じた場合には、商慣習による他、信義誠実の原則に基づき別途協議し、解決を図るものとする。

## 第 15 条 個人情報

### ①定義

(1) 「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述または個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

(2) 「個人情報保護ガイドライン等」とは、「個人情報の保護に関する法律」、各地方公共団体が制定した個人情報保護に関する条例、日本規格協会が発行する J I S Q 1 5 0 0

1 : 2 0 0 6 「個人情報保護の JIS 基準」のほか、各業界で策定された民間部門における個人情報保護に関するガイドラインを総称していう。

### ② 個人情報保護ガイドライン等の遵守

乙は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いにあたっては、甲が指定する個人情報保護ガイドライン、およびその他甲が指示する個人情報保護に関する取扱基準等を遵守するものとする。

### ③ 個人情報の安全管理

1. 乙は、個人情報を厳に機密として保持し、いかなる第三者にも個人情報を開示・漏洩してはならない。
2. 乙は、個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の事故を防止する義務を負う。乙は、甲から開示を受けた個人情報を厳格に管理し、不正なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、技術面および組織面において合理的な安全対策を講ずるものとする。
3. 乙は、前項に定める義務履行の一環として、個人情報を保管庫において施錠保管するほか、コンピュータ等におけるパスワードの設定および個人情報の暗号化等を行い、乙以外の者が個人情報を知得することのないよう適正に保管しなければならない。
4. 乙は、甲が認めた場合以外は、個人情報の全部または一部の複写、複製を行ってはならない。
5. 乙は、個人情報の授受および個人情報の開示にあたっては、書面によりその記録を残さなければならない。
6. 乙は、甲から要求があった場合は、個人情報の取扱いにあたり本覚書の各条の定めを遵守することについて誓約書等を提示しなければならない。

#### ④目的外利用の禁止

乙は、甲から開示を受けた個人情報を、本目的遂行のためにのみ利用するものとし、他の目的のために利用してはならない。

#### ⑤第三者への開示

乙は、甲による事前の書面による承諾がある場合を除き、いかなる第三者にも個人情報を開示・提供し、または閲覧等させてはならない。なお、乙は、個人情報の開示に関する甲による事前の書面による承諾の有無に拘わらず、第三者への個人情報の開示にあたり、個人情報保護に関する契約を締結する等、本覚書に定める自己の義務と同様の義務を当該第三者に課すものとする。

#### ⑦個人情報の返還、廃棄

乙は、甲から開示を受けた個人情報について、本目的が終了した場合または甲が指示した場合は、直ちに甲に個人情報を返還するものとし、かかる個人情報の授受については書面を取り交わし記録を残すものとする。また、個人情報を記録ないし出力した媒体または複製物（サーバーに記録された個人情報を含む）がある場合は、これらに含まれる個人情報を完全に消去し、またはこれを廃棄のうえ、その旨書面により甲に報告するものとする。

#### ⑨管理状況に関する報告及び頻度

甲は、個人情報の利用・管理状況について随時乙から報告を求めることができ、また必要に応じ、乙の事業所・事務所等に立ち入り、検査できるものとする。

#### ⑩遵守状況の確認

乙は、本覚書を遵守し、甲から開示を受けた機密情報を適切に管理しなければならない。

甲は、開示した個人情報を乙が適切に管理できているか判断するため、開示した個人情報の扱い状況及び管理状況に関する報告を求めることができる。また、甲が必要と判断した場合は、乙に対して立ち入り監査等を実施することができる。

#### ⑪遵守されない場合の措置

甲は、乙からの報告または甲による監査等において、本覚書が遵守されていないと判断した場合は、乙に対し改善要求を通知するものとし、この場合乙は、速やかに改善するものとする。

#### ⑫事故時の報告

乙は、個人情報の取扱いに関し、情報主体を含む第三者から苦情、問合せを受け、またはその他これに関連した事故が発生し或いは発生する恐れがある場合は、直ちにその旨甲に報告するものとする。なお、第三者からの苦情、問合せについて、乙は甲の事前の承諾なしにこれに回答してはならず、この対応については甲の指示に従うものとする。

### 第 16 条 プライバシーポリシーへの同意

乙は、提携占い師として登録する際提供される情報、その他本件サービスを利用する際提供される情報は、甲のプライバシーポリシーに準拠して取り扱われるものとします。

### 第 17 条 損害賠償

乙が本件サービスの利用に関連して甲に損害を与えた場合、乙の費用と責任において当社に対して損害を賠償（訴訟費用及び弁護士費用を含みますがこれに限られません。以下本条において同様とします。）をするものとします。乙は、本件サービスの利用に関連し、他のユーザーもしくは第三者に損害を与えた場合または紛争を生じた場合、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、甲には一切の迷惑や損害を与えないものとします。ユーザーの行為により、第三者から甲が損害賠償等の請求をされた場合には、ユーザーの費用と責任で、これを解決するものとします。甲が当該第三者に対して、損害賠償金を支払った場合には、ユーザーは、甲に対して当該損害賠償金を含む一切の費用を支払うものとします。

## 第 18 条 守秘義務

1 乙は、甲及びユーザーの書面による事前の同意がなければ提供された一切の情報を第三者に漏らしてはなりません。ただし、以下の各号に規定する場合は除きます。

- ① 以前に所有・保存していた情報
- ② 故意又は過失によらず公知の事実となった情報
- ③ 乙が守秘義務を負うことなく第三者より合法的に取得した情報

2 前項にかかわらず、乙は、以下の場合には秘密情報を開示することができます。

- ① 法令上、行政上及び裁判上の手続きに関連して開示を要求された場合並びに監督官庁から開示を要求された場合
- ② その役員及び委託業務に係る従業員並びに関連会社及び弁護士・会計士・税理士等社外のアドバイザーに対して開示する場合

## 第 19 条 有効期間

本契約の有効期間は、契約締結の日から 1 年とし、期間満了 3 ヶ月前までに甲もしくは乙より本契約の変更あるいは終了させる意志を相手方に対して書面にて申し出のない限り、本契約の契約期間にて更新するものとする。

## 第 20 条 サービス利用契約上の地位の譲渡等

1. 乙は、甲の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利も

しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

2. 甲は本件サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契

約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに登録提携占い師の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、登録ユーザーは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の実業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 21 条 本サービスの内容の変更、終了

甲は、自らの都合により、乙への事前の告知なしに本件サービスの内容を変更し、または提供を終了することができます。

令和 3 年 6 月 13 日

- すべての条項に目を通し内容を理解しました。質問はありません。

甲：大阪府大阪市北区中崎西 1-8-24

株式会社 IIP

代表取締役 牧山 雄樹